



EUROPEAN COURT OF HUMAN RIGHTS
COUR EUROPÉENNE DES DROITS DE L'HOMME

欧州人権裁判所

第 4 部

LINGURAR 対ルーマニア事件

(申立番号 48474/14)

判決

ストラスブール

2019 年 4 月 16 日

本判決は確定したものであるが、編集上の修正が加えられる可能性がある。

Lingurar 対ルーマニア事件において、

欧州人権裁判所（第 4 部）は、

裁判長 Paulo Pinto de Albuquerque

裁判官 Egidijus Kūris

同 Iulia Antoanella Motoc

及び副書記官 Andrea Tamietti により構成される委員会において、2018 年 11 月 13 日及び 2019 年 3 月 26 日に非公開で審議を行い、

同 3 月 26 日に採択された以下の判決を言い渡す。

訴訟手続

1. 本件は、2014 年 6 月 28 日に、4 人のルーマニア国民（以下「申立人ら」）が、人権及び基本的自由の保護に関する条約（以下「条約」）第 34 条に基づき当裁判所に提出したルーマニアに対する申立書（no. 48474/14）に端を発する。申立人らの一覧は別紙に記載されている。

2. 申立人らの代理人は、ブラショフの弁護士 M. Voinescu 氏及びルーマニアを拠点とする非政府組織 Romano CRISS が務めた。ルーマニア政府（以下「政府」）の代理人は、外務省の職員である C. Brumar 氏が務めた。

3. 2015 年 4 月 22 日、申立てが政府に伝達された。

4. 2015 年 8 月 24 日、条約第 36 条第 2 項及び裁判所規則第 44 条第 3 項に基づき、第 4 部裁判長（President of the Section）は欧州ロマ権利センター（以下「ERRC」）に第三者として手続に介入する許可を与えた。

事実関係

I. 事件の状況

5. 申立人らはすべてブルチェレに住むロマ人である。

A. 2011 年 12 月 15 日の警察による強制捜査

1. 申立人らの見解

6. 2011 年 12 月 15 日午前 5 時頃、数人の警察官、憲兵及び地元の森林警備隊員が、特別介入服を着用の上、隣人であると名乗り、申立人らの家のドアをノックした。申立人らが躊躇うと、彼らは鍵のかかっていない玄関のドアを破壊し、力づくで侵入した。申立人らの家に入ると、森林警備隊員らは頭に目出し帽をかぶった。警察官らも目出し帽を着用していた。

7. 最初の部屋で警察は、申立人第 4 号 (Elena Lingurar 氏)、彼女の娘 (申立人第 2 号、Ana Maria Lingurar 氏) 及び生後 7 ヶ月の乳児を抱いた義理の娘を発見した。警察は、2 人の申立人をベッドから引きずり出し、殴り始めた。申立人第 4 号は警棒で鎖骨を打たれた。申立人第 2 号が警察に、なぜ母親を殴るのかと尋ねたところ、彼女は口を殴られ、その後、血の跡を消すために顔を洗うよう強制された。

8. 警察は隣の部屋に侵入すると、申立人第 3 号 (Aron Lingurar 氏、1985 年生まれ) が妻と一緒にいたところを発見した。警察は申立人第 3 号を地面に引きずり下ろし、蹴り、罵声を浴びせた。申立人第 1 号 (Aron Lingurar 氏、1949 年生まれ) もその部屋に連れて行かれた。申立人第 1 号も警察に殴られた。

9. 警察は申立人第 1 号及び第 3 号が服を着用することも許さず、彼らを庭に連れ出し、地面に押し倒して殴った。その後、彼らを警察車両に乗せ、その中で暴力行為が続いた。申立人第 4 号は彼らに近づくことも、服を渡しに行くことも許されなかった。

10. 申立人第 1 号及び第 3 号は、警察署に連行され、そこで供述させられた。彼らは罰金を科され、家に返された。

2. 政府の見解

11. 2011 年 12 月 12 日、森林警備隊員は、2011 年 12 月 7 日に申立人第 1 号が森林から違法に伐採された木材を持ち帰ったとアラチ警察に通報した。森林警備隊員と対峙した際、申立人第 1 号は攻撃的になった。森林警備隊員は、2011 年春に、申立人第 1 号の息子である申立人第 3 号が、警察に罰金を科せられて以来、申立人第 1 号が森林警備隊員に対して敵対的な態度を示

していたと説明した。森林警備隊員は、申立人第 1 号がコミュニティに悪い手本を示したと述べた。

「私たちは、ブルチェレのロマのリーダーであると自認している Aron Lingurar 氏が、その態度によって、ブルチェレのロマ・コミュニティ（実際には、アラチのコミュニティよりも平和的かつ勤勉である。）に関連する問題を解決する手助けをするどころか、他の人々に悪例を示すことでさらなる問題を引き起こしていると考えている。」

12. このような背景の下、犯罪活動の減少及び防止、市民の安全強化、身分証明書を持たない個人の特定、複数の罪を犯した疑いのある者の召喚、盗品の回収を目的として、警察は 2011 年 12 月 15 日に強制捜査を計画した。

13. 2011 年 12 月 14 日、コヴァスナ県警察監察局（*Inspectoratul de Poliție Județean Covasna*、以下「IPJ」）は、ブルチェレ自治体の村々で強制捜査を実施するための介入計画を立案した。申立人らの村の人口を説明する際、計画では 4,311 人の住民のうち、826 人が仮釈放され、432 人に犯罪歴があり、600 人が暴力犯罪で有罪になっていたとされていた。全体的な状況は次のように説明されていた。

「ブルチェレ自治体は、ブルチェレ、アラチ、ヘテア、アリウシュド村からなる。総人口 4,300 人のうち、2,902 人がロマ族である。この民族のほとんどは安定した収入がなく、社会給付、森林から盗んだ木材の販売、季節労働及び臨時労働、並びに犯罪（主に窃盗）で生計を立てている。...

2011 年に犯罪を犯した者のうち、80%がロマ族であり、その犯罪の種類は多岐にわたる。...

「IPJ」がアラチ村で行った予防活動の結果、ロマの家族 R.、B.、C.、G.、L. 及び N. のメンバーで構成される 6 つの犯罪グループが特定された。〔注：申立人らの家族はその中に言及されていない。〕」

14. 対処すべき問題の範囲及び強制捜査の目的を考慮して、介入には、警察官 53 人（治安部門から 11 人、犯罪捜査部門から 4 人、スフントウ・ゲオルゲ警察から 18 人、ブルチェレ警察署から 6 人、緊急介入部隊（*Serviciul de Intervenție Rapidă*、以下「SIR」）から 10 人、犯罪科学捜査部門から 2 人）、及びコヴァスナ憲兵監察局（*Inspectoratul Județean de Jandarmi Covasna*、以下「IJJ」）から 30 人の憲兵が関与した。彼らは自由に使える車を 13 台所有していた。

15. 2011 年 12 月 15 日付の警察報告書によると、警察官らは強制捜査中に以下の行為を行った。140 台の車を搜索し、190 件の身元確認を行った。8 件の行政罰金 (*sancțiuni contravenționale*) を発行した。15 立方メートルの木材を押収した。さらなる犯罪捜査のために、64 人を警察本部に連行した。6 件の刑事告訴を解決し、2 件の出頭命令 (*mandat de aducere*) を執行した。警察の捜査情報から 10 人を特定した。14 人の指紋を採取し、写真を撮影した。

16. 警察官らは、午前 6 時過ぎに申立人ら宅に向かい、ドアをノックした。2 人の女性 (申立人第 2 号及び第 4 号) が家から出ると、警察は複数の犯罪行為に関して事情聴取を求められている申立人第 3 号を呼び出すよう求めた。申立人第 3 号は家から出てきて警察官らを罵倒し、身体的暴力をふるい始めた。その時点で警察は申立人第 3 号を拘束し、手錠をかけ、警察車両の 1 台に連行した。その後、申立人第 1 号が家から出てきて、警察官らを罵倒した。安全上の理由から、警察は申立人第 1 号に手錠をかけ、申立人第 3 号が待つ同じ警察車両に連行した。申立人第 2 号及び第 4 号は、警察の行為に抵抗しようとしたため、その過程で負傷したと推測される。申立人第 2 号及び第 4 号は警察官を威嚇するために、自らの髪を引っ張り、自らの顔を叩き、拳で門を叩き、叫んだ。

B. 医療報告書

17. 2011 年 12 月 15 日及び 16 日、申立人らは地元の病院の救急病棟で診察を受けた。その後、法医学検査も受けた。

18. 2011 年 12 月 15 日に交付された法医学報告書によると、申立人第 2 号には、唇及び左頬に乾いた血が付着していたが、打撲傷や歯痛はなかった。出血の原因は特定できなかった。申立人第 2 号はさらなる診察を受けることを拒否した。報告書の結論は、彼女には外傷性の傷害は見られなかったが、攻撃行為による心的外傷は否定できないというものであった。

19. 2011 年 12 月 20 日、申立人第 1 号の法医学報告書が作成された。それによると、申立人第 1 号は胸痛を訴え、胸に 2 つの打撲傷があった。同日に実施された X 線検査では、それ以上の損傷は発見されなかった。硬い物体で殴られたことが外傷の

原因である可能性があり、その傷害のために1～2日間の治療が必要であると結論付けられた。

20. 2011年12月20日、申立人第3号の法医学報告書が作成された。右目、胸及び右腕に打撲傷があることが記録された。検査官は、これらの傷害が野球バットで打たれたことによるものである可能性があり、申立人第3号は4～5日間の治療が必要であると結論付けた。

21. 2011年12月21日、申立人第4号の法医学報告書が作成された。申立人第4号は腹痛及び胸痛を訴え、下胸部に打撲傷があった。彼女の傷害は硬い物体で打たれたことが原因である可能性があり、1～2日間の治療が必要であると結論付けられた。

C. 刑事訴追

1. 2013年3月11日の検察官の決定

22. 2012年2月20日、申立人らは2011年12月15日に勤務していた森林警備隊員及び警察官を刑事告訴した。申立人らは、当該職員らが申立人らを殴打し、その他の暴力行為をしたと訴えた。

23. 事件は、ブラショフ控訴裁判所に付属する検察当局の監督の下、IPJによって捜査された。13人の警察官及び3人の憲兵が捜査の対象となった。検察官は、申立人ら、警察官、憲兵、及び3人の目撃者から事情聴取を行った。目撃者は、事件発生時に居合わせた申立人らの隣人であった。彼らに尋問を受けさせることは申立人らが提案した。

24. 検察官は、作戦がIPJ及びIJJによって作成された介入計画に従って計画されたことを確認した。任務は、様々な犯罪捜査に関連する複数の刑事告訴に関する尋問のために必要な数人をブルチェレ警察署に連行することであった。

25. 森林警備隊員及び警察の供述に基づき、検察官は、森林警備隊員が本件に関与していなかったこと、強制捜査が申立人ら及びその隣人が示した午前5時ではなく午前7時に開始されたことを確認した。

26. 憲兵は、暴力をふるったことや、申立人らの傷害の痕跡を見たことを否認した。警察官P.A.氏は、申立人らの暴力的な行動のために力の行使及び手錠をかけることが必要であったと

説明した。具体的には、申立人第 1 号が警察の介入に抵抗し、自分はロマの問題に関する地元の顧問であると主張し、警察に対して罵声を浴びせ、脅迫していた。

27. 2012 年 7 月 6 日、捜査官は申立人ら宅の玄関ドアを調査した。捜査官は、ドアの窓のパネルがいくつか壊れており、木材が裂け、ドア下部の塗料がなくなっていたことを確認したが、いつドアが損傷したのかを特定することはできなかった。

28. 2013 年 3 月 11 日、検察官は、警察官に対する訴訟を提起するには十分な証拠がないと結論付けた。

2. 2013 年 4 月 17 日の検察官の決定

29. 申立人らは検察官の決定に不服を申し立てた。申立人らは主に、検察官が正当な理由なく、警察による供述を優先し、申立人らによる供述を不利に扱ったと主張した。申立人らはまた、捜査官が彼らに対して行われた暴力を説明することができなかったと主張した。申立人らは、地域の警察がロマ・コミュニティのメンバーを正当な理由なく攻撃することは慣行として定着しており、頻繁に行われていたと強調した。

30. 2013 年 4 月 17 日、ブラショフ控訴裁判所に付属する検察当局の検事長は、以下の理由で不服申立てを却下した。

- ・ 介入は合法であった。
- ・ 申立人らの拘束及び手錠の使用は合法であり、申立人らの攻撃的な行動によって必要とされた。申立人らは、そのために警察署に連行され、取り調べられ、罰金を科された。
- ・ 捜査は完了した。
- ・ 検察官は、事件のあらゆる側面を明らかにし、集められた証拠を検討した。
- ・ 決定は、証拠資料に基づく検察官自身の確信を表明するものであり、提示された理由は適切であった。
- ・ 申立人らによるその他の主張は、証拠によって立証されていなかった。

3. 2013 年 5 月 23 日の裁判所の決定

31. 申立人らは検察官の決定に異議を申し立て、不服申立てで提示した主張を繰り返した（上記段落 29 参照）。

32. ブラショフ控訴裁判所は、本件を審理し、2013年5月23日の決定で、さらなる捜査のために本件を検察当局に差し戻した。同裁判所は主に、申立人らが受けた傷害について当局が正当化事由を提示しなければならないと考えた。申立人第1号及び第3号は警察署に連行されたため、数時間警察の管理下にあった。申立人第2号及び第4号は傷害を受けており、検察官はその説明を怠った。

33. 裁判所はさらに、申立人第1号及び第3号を拘束し、警察署に連行する命令を下した人物を検察官が特定していないことを指摘した。関与した憲兵及び警察官は、どちらも申立人らを拘束したことを否定していた。

34. 裁判所はさらに、警察の介入の合法性に疑問を呈した。同裁判所は、当時、申立人らが犯罪捜査の対象になっておらず、申立人らの名前での警察への出頭命令は出されていなかったと指摘した。さらに、申立人第2号及び第4号は逮捕さえされていなかったと指摘した。

35. 裁判所は、犯罪捜査が徹底的ではなかったと結論付けた。そのため、同裁判所は次のように検察官に命じた。

- ・証人、特に警察の介入の対象とされた他の人物及び警察官が申立人ら宅に立ち入ったかどうかを明らかにできる近隣住民から証言を聞くこと。

- ・誰が申立人第1号及び第3号を拘束する命令を下し、誰がその命令を実行したかを明らかにするために、作戦に関与した警察官及び作戦実行の責任者から聴取すること。

- ・申立人第1号及び第3号の拘束がどのようにして起こったかを明らかにすること。

- ・警察によって拘束されていなかった申立人第2号及び第4号がどのようにして負傷したかを明らかにすること。

- ・警察官、憲兵又はその他の個人を問わず、当局を代表して作戦に参加した人物を特定すること。

4. 新たな捜査

36. ブラショフ控訴裁判所に付属する検察当局の同じ検察官の監督の下で新たな捜査が行われた。

37. 2013年7月24日、IPJは捜査に関する報告書を作成し、力の行使及び申立人の行動に関する前回の調査結果を確認した。

申立人第 2 号及び第 4 号が受けた傷害は、報告書の中で以下のように説明されている。

「[2 人の女性] は、そのような状況でロマに特有の行動を示した。警察官を威嚇するために、自らの髪を引っ張り、自らの顔を叩き、拳で門を叩き、大声で叫び始めた。」

38. 2013 年 8 月 5 日、検察当局は不起訴処分を決定した。検察当局は、裁判所が示したすべての指示が新たな捜査で遵守され、本件及びブルチェレの全体的な状況に関するさらなる説明がなされたと思料した。

39. 検察官は特に、ブルチェレのロマ・コミュニティとの問題のために、警察と憲兵が力を合わせなければならなかったと説明した。同検察官は、2013 年 6 月 27 日に、対立する 2 つのロマの氏族間の紛争を解決することを目的とした警察の介入によって警察官が負傷し、現在病院で重体であることを想起した。同様に、2013 年 7 月 15 日には、別の警察官が、救難通報に端を発した警察の介入中に警察車両のフロントガラスを破壊した人物に対して、正当防衛のために発砲しなければならなかった。検察官は、ブルチェレの住民の大多数、特に 3 つの村（ヘテア、ブルチェレ及びアラチ）の住民がしばしば法律に違反することで知られており、警察に対して攻撃的であったと指摘した。申立人らの家族は、木材の窃盗や公共の秩序を乱した容疑で捜査の対象になっていた。

40. 検察官は、申立人第 1 号及び第 3 号が受けた傷害は、申立人らの暴力的な行動によって必要とされた拘束の際の力の行使によって説明できるとした。申立人第 2 号及び第 4 号は、家族の拘束を阻止するために警察官を攻撃した際に負傷した。検察官は、申立人第 2 号及び第 4 号が示したとされる行動について、警察報告書に記載された説明を繰り返した。拘束を実行した 4 人の憲兵の身元は判明していたが、彼ら自身の保護のために秘密にされる必要があった。

41. 申立人らは、検察官が、力の行使が相当であり、かつ正当なものであったかどうかを調査しなかったと主張し、この決定に異議を申し立てた。申立人らはまた、検察官の決定においてロマに関する偏見が用いられていることにも不平を述べた。

42. 2013 年 9 月 20 日、同検察当局の検事長は、2013 年 4 月 17 日の決定（上記段落 30 参照）と同様の理由に加えて、検察

官が裁判所の命令に従ったことを理由に、本決定を支持した（上記段落 35 参照）。

5. 2014 年 1 月 16 日の裁判所の決定

43. 申立人らは検察官の決定について、これまでの主張を繰り返しながら不服を申し立てた。

44. 2014 年 1 月 16 日、ブラショフ控訴裁判所は、申立人らの不服申立てを根拠がないとして却下した。本決定は確定した。

45. 裁判所は、検察官が前回の裁判所の決定で定められた要件（上記段落 35 参照）を尊重していたと思料した。警察や憲兵に所属していない追加の証人が聴取された。また、同裁判所は、提出された証拠では、警察官が申立人らを負傷させたことを合理的な疑いを超えて証明することはできないと思料した。申立人らの供述及び医療報告書は、依然としてその見解を支持する唯一の要素であり、結論を変えるには不十分であった。控訴裁判所によると、傷害の原因について検察官が提示した説明には信憑性があり、警察官は過剰な力を行使していなかった。同裁判所はまた、申立人らに加害者とされる人物を特定する義務があると思料した。最後に、同裁判所は、申立人らがロマであるという事実は捜査に影響を与えていなかったと指摘した。

II. 関連国内法

46. 関連する法規定の詳細な説明は、*Ciorcan and Others v. Romania* (nos. 29414/09 and 44841/09, §§ 71-74, 27 January 2015) に掲載されている。

III. 関連国際文書

47. ルーマニアにおけるロマの状況に関する関連国際資料は、*Boacă and Others v. Romania* (no. 40355/11, §§ 35-40, 12 January 2016) に記載されている。

法律

I. 条約第 3 条及び第 14 条違反の疑いについて

48. 申立人らは、条約第 3 条、第 6 条及び第 14 条に基づき、2011 年 12 月 15 日の強制捜査の際に警察官から不当な扱いを受けたこと、またその事件の捜査が実効的でなかったことを申し立てた。申立人らはさらに、当局が警察の介入を正当化するために偏見的な論拠を用い、それが裁判所によって受け入れられたと申し立てた。

49. 本件の事実に法的な性格付けを与えることの主導権を持つ当裁判所 (*Radomilja and Others v. Croatia* [GC], nos. 37685/10 and 22768/12, §§114 and 126, ECHR 2018 参照) は、申立人らの申立てを条約第 3 条及び第 14 条の観点からのみ検討されるべきであると思料する。条文は以下のとおりである。

第 3 条

「何人も、拷問又は非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。」

第 14 条

「この条約に定める権利及び自由の享受は、性、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、民族的少数者への所属、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに、保障される。」

A. 受理可能性

50. 当裁判所は、本申立てが条約第 35 条第 3 項(a)の意味において明白に根拠を欠くものではないことを指摘する。さらに、他のいかなる理由によっても許容されないものではないことも指摘する。したがって、本申立ては受理可能であると宣言されなければならない。

B. 本案

1. 当事者らの陳述

(a) 申立人ら

51. 申立人らは、証拠資料、すなわち医療報告書及び目撃者の供述が政府の事実関係に関する見解と矛盾していると主張した（上記段落 11-16 参照）。さらに、国内裁判所が法医学報告書の結論や目撃者の供述を無視し、虐待の人種差別的な意味合い及び虐待そのものに目をつぶってきたと主張した。申立人らが事件中に暴力的又は挑発的であったという証拠はなく、警察によるその旨の発言は、申立人らに対する警察自身の虐待的かつ暴力的な行為を隠蔽するための口実に過ぎなかった。また、傷害が自傷行為によるものであったという政府の立場を根拠付ける証拠もなかった。申立人らは最後に、申立人らが警察官を威嚇しようとしたという主張には根拠がないと指摘した。事件当時、申立人らは 62 歳、17 歳、55 歳及び 26 歳であり、丸腰であったこと、83 人の法執行官に組み付かれ、その全員が殺傷能力のある武器を所持していたことを繰り返し主張した。

52. 申立人らはさらに、捜査が独立的でも実効的でもなかったと主張した。申立人らは、警察の捜査官が不当な扱いで告発された警察官と同じ警察部隊に所属していたため、両者の間には組織的及び階層的な関係が存在していたと指摘した。申立人らは、*Anton v. Romania* (no. 57365/12, 19 May 2015) に依拠した。申立人らは、人権委員がルーマニア当局に対し、警察に対する不服の訴えを捜査するための独立した実効的な仕組みを構築するよう促したことを繰り返し述べた。

53. 申立人らはさらに、捜査において、力の行使の必要性及び相当性が検証されていないと主張した。その上、捜査の結論は警察官の供述のみに基づいていたため、関与する当事者らによって提示された矛盾する見解を調整することができなかった。申立人らは、捜査が表面的かつ主観的な方法で行われたと結論付けた。

54. 申立人らは、検察官がロマン全般の態度としてみなされるものに関する偏見的な論拠を用い、ロマ・コミュニティのメンバーが関与した他の無関係な事件に言及することで、警察の介入の相当性を正当化したと訴えた。

55. 申立人らは、ロマ・コミュニティに向けられた警察の政策及び手続を通じて明らかにされている制度的な人種差別的偏見にロマ・コミュニティが直面していると主張した。申立人ら

は、2011 年 12 月 15 日の警察の介入計画は、強制捜査が犯罪コミュニティに見立てられたロマ・コミュニティに対するものとして意図されていたことを明確に示していたと主張した。申立人らの見解では、警察の介入の本質は人種差別的であった。さらに、申立人らは、介入計画に提示された統計データが公式な国勢調査の数字と一致しないと主張した。申立人らの見解では、このことは、警察がブルチェレ住民の人口調査を独自に実施し、容疑者の民族的所属に基づいて犯罪に関するデータを収集したことを証明するものである。したがって、警察はロマ・コミュニティ全体を犯罪コミュニティに見立て、条約第 14 条の要件に抵触する一般化を行った。

56. 申立人らは、当局が申立人第 2 号及び第 4 号が受けた傷害を正当化するために使用した、申立人第 2 号及び第 4 号が示したとされる、いわゆる「ロマ人的行動」を否定した（上記段落 37 及び 40 参照）。

57. 最後に、申立人らは、警察の行動が完全に人種差別的な方法で計画され、正当化されたという証拠に検察官が反応を示さなかったと主張した。

(b) 政府

58. 政府は、申立人らが警察の手によって身体的な傷害を受けたことは認めたが、その傷害は条約第 3 条の範囲に該当するほどの重大な程度には達していないと主張した。さらに、警察が介入した地域における犯罪活動の広がりや、申立人らの挑発的な行動を考慮すると、本件の状況においては力の行使が正当かつ適切であったと政府は指摘した。政府はこの点に関して、当裁判所が、国内裁判所の評価から逸脱する理由はないと思料した。

59. 政府はさらに、警察官が銃器を使用していなかったこと、及び警察の作戦は地域全体の問題に対処するために計画されたものであり、申立人らの家族を直接狙ったものではなかったことを指摘した。最後に、国家は合法的な暴力の行使を独占しており、法執行当局に対する無秩序で無礼な行為は許されるべきではないと政府は繰り返し述べた。

60. 政府は、検察官が警察官の行為について非常に複雑な取調べを開始し、下された決定が申立人ら及び関与したすべての

警察官の供述、目撃者の供述、医療報告書並びに事件現場で収集された物的証拠を含む相当量の証拠に基づいていたことを指摘した。力の行使が正当であったという決定は、説得力のある証拠によって裏付けられていた。政府は、当裁判所の評価は国内当局の評価に従属するものでなければならないと強調した。

61. 政府は、申立人らが警察官の行動の背後にある人種的動機の主張をいかなる形でも立証できていないと主張した。政府はさらに、ルーマニアの法執行官によるロマに対する暴力の疑い及びルーマニア当局が状況を改善し、差別に対する救済を提供することに繰り返し失敗してきたことに対する欧州評議会の少数民族保護枠組条約に関する諮問委員会による懸念の表明は、目下の事件に人種差別的な態度が関与していたことを立証したとみなすには不十分であると主張した。政府は、警察の強制捜査が申立人らの民族性ではなく、むしろ地域の犯罪を抑制する必要性に関連していたと主張した。

62. 当局の行為は挑発的なものではなく、徹底して防衛的であった。政府は、森林警備隊員がロマ・コミュニティに対する偏見を示さず、ロマ・コミュニティが平和的かつ勤勉であることを称賛していたと指摘した（上記段落 11 参照）。2013 年 8 月 5 日の検察官の決定における表現については、警察報告書から引用した記述にすぎず（上記段落 37 及び 40 参照）、単なる言語的な過失であると主張した。警察報告書に記載された内容は、申立人らの民族性に対する偏見というよりも、任務の準備における徹底ぶりの表れであった。

(c) 第三者

63. ERRC は、近年のヨーロッパにおける反ジプシー的態度の増加に関する（OSCE、アムネスティ・インターナショナル、欧州基本権機関（以下「FRA」）による）様々な国際的な報告書や調査に言及した。ヨーロッパにおける反ジプシー的態度の増加は、ロマに対する暴力の増加及びロマの犯罪性に対する偏見的な見解に動機付けられたと思われる警察の暴力的な強制捜査によって一部証明されている。国連人種差別撤廃委員会（以下「CERD」）、国連拷問禁止委員会、及び欧州評議会の人種主義と不寛容に反対する欧州委員会（以下「ECRI」）など、様々な国際機関が、ルーマニアのロマに対する人種的偏見及び

人種差別的ヘイトクライムの報告に懸念を示していた。さらに、2005 年から 2015 年にかけてルーマニアの差別撲滅のための国民評議会（National Council for Combating Discrimination）及び国立ホロコースト研究機構（National Institute for the Study of the Holocaust）が実施した調査では、回答者の 41%から 68%が、ロマの同僚、隣人、友人又は家族を持ちたくないと考えており、21%がロマを脅威とみなし、61%がロマをルーマニアの恥の源であると考え、52%がロマの国外への旅行を許可すべきではないと答えた。

64. ERRC はさらに、FRA 及び極貧問題に関する国連の特別報告者 Phillip Alston 氏の調査によると、ルーマニアは、人種差別を動機とする犯罪を記録しておらず、包括的なデータ収集システムが欠如していると指摘した。ERRC の見解では、ルーマニア当局が人種差別を動機とする犯罪に関するデータを収集しなかったことは、制度的な人種差別の徴候であり、人種差別的暴力のパターンを特定する能力をも損なうものであった（ERRC はこの点について、*Milanović v. Serbia*, no. 44614/07, § 89, 14 December 2010 に依拠した。）。ERRC は、マスメディアから収集した情報によると、申立人らの村は、ロマの人口が多く、度重なる警察による虐待の申立て、民族間の緊張、リンチの疑いなど、ロマに対する深刻な暴力が近年あった地域に属していることを指摘した。

65. ERRC は当裁判所に対し、(1)ロマを保護するための適切な制度的取決めの欠如（研修や適切な記録及びデータの欠如など）、及び(2)ロマの行動やロマによる苦情の申立ての信憑性に関する否定的な偏見の証拠に特に注意を払うよう促した。ERRC は、特に反ロマ感情が蔓延している状況では、ロマに対する人種的偏見が国内当局による事実の評価を腐敗させる可能性が高いと主張した。ERRC は、警察が捜査の優先順位を選択する際に「ロマの犯罪性」という偏見的な見解に動機付けられたり、ロマの地域に介入する手段を選択する際に「ロマの暴力性」という概念に動機付けられたりする可能性があり、同様にこうした偏見が警察の介入に関する苦情を審査する裁判官の意見に影響を与える可能性があるとして主張した。

66. 最後に、ERRC は、人種差別を動機とする暴力を訴えるロマのような弱い立場の被害者が、差別を受けたことを合理的

な疑いを超えて証明できる可能性は低く、特に彼らが、国内当局側が実効的な捜査を実施することに失敗したことの被害者でもある場合はなおさらであると述べた。ERRC は、当局が適切な法的措置及び政策を実施しなかったことが制度的な人種差別の存在を明らかにしていると主張した。

2. 当裁判所の評価

(a) 一般原則

67. 当裁判所は、条約第 3 条に明記されている不当な扱いの禁止及び不当な扱いの申立てに対する実効的な捜査の要件に関する判例法に規定された一般原則に言及する (*Bouyid v. Belgium* [GC], no. 23380/09, §§ 81-90 and § 114-23, ECHR 2015; *Boacă and Others v. Romania*, no. 40355/11, §§ 66-67, 74-75 and 81-84, 12 January 2016; and *Samachișă v. Romania*, no. 57467/10, §§59-64, 16 July 2015 参照)。

68. 当裁判所はさらに、条約第 14 条に基づき、第 3 条と合わせて確立した原則にも言及する。特に、「客観的かつ合理的な正当性がない」場合、つまり、「正当な目的」を追求していない場合、又は採用された手段と実現しようとする目的との間に「相当性の合理的な関係」がない場合、待遇の差は差別的であると繰り返し述べている。待遇の差が人種、皮膚の色又は種族的出身に基づく場合、客観的かつ合理的な正当性の概念は可能な限り厳格に解釈されなければならない (*D.H. and Others v. the Czech Republic* [GC], no. 57325/00, § 196, ECHR 2007-IV 参照)。さらに、暴力事件を捜査する場合、国家当局は人種差別的な動機を明らかにし、民族的憎悪又は偏見が事件に関与したかどうかを立証するために、あらゆる合理的な措置を講じる追加的な義務を負う (*Ciorcan and Others v. Romania*, nos. 29414/09 and 44841/09, §§ 156-59, 27 January 2015 参照)。

(b) これらの原則の本案への適用

(i) 不当な扱いの申立て

69. 当裁判所は、2011 年 12 月 15 日の朝、申立人らが 85 人の武装した法執行官の訪問を受けたことを指摘する（上記段落 6、14 及び 16 参照）。申立人らは武装しておらず、暴力犯罪で警察に追われていたわけではなかった（*mutatis mutandis*, *Petruş Iacob v. Romania*, no. 13524/05, § 36, 4 December 2012 参照）。介入の結果、申立人らは治療を必要とする怪我を負った。当裁判所は、本件の状況において、上記段落 18～21 に記載された法医学報告書で立証されているように、被害者の主張する傷害は条約第 3 条が要求する最低限度の重大性に達していると思料する（*mutatis mutandis*, *Boacă and Others v. Romania* [Committee], no. 40374/11, § 51, 17 January 2017 参照）。

70. 当裁判所は、政府が陳述において、力の行使は必要かつ相当であり、申立人らが法執行当局に対して挑発的かつ無礼であったと主張していることを指摘する（上記段落 58 及び 59 参照）。しかし、申し立てられた虐待行為について、申立人らに対して刑事、行政又は民事のいずれの措置も取られていない。さらに、申立人らは、比較的狭い空間（申立人らの自宅）で、迅速な介入を専門とする高度な訓練を受けた警察官に直面したことにも留意しなければならない。現場にいた 85 人の警察部隊の一員であった、申立人らを拘束した 4 人の憲兵が申立人らに圧倒されたことをうかがわせる事情は何もない。

71. 申立人第 2 号及び第 4 号が受けた傷害が自傷行為によるものであったという当局の仮説（上記段落 37 及び 40 参照）に関して、当裁判所は、現場に居合わせた警察官の供述以外に、それを裏付ける証拠がないことを指摘する（*mutatis mutandis*, *Bouyid*, cited above, § 97 参照）。

72. 上記の所見に照らして、当裁判所は、国内裁判所も政府も、本件の特定の状況において、2011 年 12 月 15 日の出来事で法執行官が行使した力に相当性があったことを、説得力を持って示していないと思料する（*mutatis mutandis*, *Boacă* [Committee], cited above, § 55 参照）。

73. したがって、条約第 3 条の実質的な部分において違反があった。

(ii) 警察による強制捜査の計画における人種差別的な動機の疑い

74. 差別の申立てについて、当裁判所は、人種的偏見が警察介入の原因であったかどうかを確認しなければならない (*mutatis mutandis*, Ciorcan, cited above, § 160 参照)。

75. この点に関して、当裁判所は、2011 年 12 月 15 日の警察の強制捜査に先立って作成された警察の介入計画の中で、当局が対象のコミュニティの民族構成を特定し、ロマの反社会的行動の疑い及びロマの犯罪率の高さの疑いに言及していたことを指摘する (上記段落 13 参照)。同様の主張が捜査官によってもなされ、申立人らの攻撃性と称するものが彼らの民族的特性や「ロマに特有」の習慣によるものであると説明された (上記段落 37 参照)。検察官もまた、警察の強制捜査はロマ・コミュニティとの間の問題及び彼らの犯罪行為によって必要になったと思料した (上記段落 39 参照)。当裁判所は、当局が共通の種族的出身のみを理由として、一部の構成員の犯罪行為をコミュニティ全体に拡大解釈したと認める (上記段落 40 参照)。

76. 本件の事実を目を向けると、当裁判所は、当局が警察の強制捜査を正当化し、実行した方法によって、警察が種族的出身を理由に申立人らが犯罪者であると予想して、差別的な方法で権力を行使したことが示されていると思料する。申立人ら自身の行動は、当局がロマ・コミュニティ全体に対して持っていた偏見的な認識から推測されたものであった。当裁判所は、申立人らがロマであり、当局がロマ・コミュニティを反社会的で犯罪的な性質を有すると認識していたために、申立人らが標的にされたと思料する。この結論は、第三者が提示したロマに対する人種的偏見に関する総合的な報告にも裏付けられており (上記段落 63 参照)、ルーマニアにおける民族差別に対する単純な懸念の表明の域を超えるものである (上記段落 61 及び、反対に、前掲 Ciorcan, §160 参照)。警察の強制捜査を計画し、申立人らに対して力を行使するという決定が申立人らの種族的出身に基づく検討によって下されたことが具体的に示されている。当局は、民族性を犯罪行為と自動的に結び付けた。したがって、当局の申立人らに対する民族的プロファイリングは差別的であった。

77. 当裁判所は、警察の対応が申立人らの行動に対して相当性を欠いていたという結論を再確認し (上記段落 72 参照)、本

件では、2011年12月15日の警察の強制捜査が計画及び実行された方法において、申立人らの民族性以外の理由が重要な役割を果たしたことを政府が証明できなかったと思料する。

78. その結果、実質的な部分において、条約第3条と併せて考慮される条約第14条の違反があった。

(iii) 実効的な捜査の欠如の疑い

79. 当裁判所は、申立人らがロマ・コミュニティに対する警察官による頻繁で不当な暴力行為として認識している行為について当局に苦情を申し立てたと認める（上記段落29、31、41及び43参照）。それにもかかわらず、当局は、コミュニティの民族構成から否定的な推論が導き出されたと思われる警察による評価を力の行使の正当化事由として受け入れた（上記パラグラフ13及び39参照）。正当化事由を認めるにあたって、国内裁判所は、当局による民族的プロファイリングの差別的使用と思われる行為をとがめなかった。さらに、当局は、ロマ・コミュニティの構成員が法執行官に対して暴力をふるった事例に言及することに頼ったが、申立人らの状況と全く類似性がなく、本件との直接的な関係がないという範囲において、それらの事例が本件とどのような関連性があるかを説明することはなかった。

80. 当裁判所の見解では、少数民族に対する暴力及び不寛容の種類の証拠がある状況では、加盟国に課せられる積極的義務は、偏見を動機とすると疑われる事件に対して、より高い水準の対応を要求するものである（上記段落68で引用した判例法を参照）。当裁判所は、被申立国において、ロマ・コミュニティが制度化された人種差別に度々直面し、法執行当局による過剰な力の行使に晒される傾向にあることを示す、当事者によって提出された証拠及び有効な資料に注意する（上記段落47の参考資料を参照）。このような状況において、本件では「ロマ人的行動」に関するステレオタイプが当局の状況評価の主要な部分を占めるという事実（上記段落37及び40参照）だけでも、民族を理由とする差別の疑いを生じさせる可能性がある。このような疑いは、2011年12月15日の介入の態様と相まって、差別が事件に影響を与えたかどうかを調査するために当局にあらゆる可能な手段を講じさせるきっかけとなるべきであった。しかし、ロマ・コミュニティに対する差別及びロマ・コミュニティ

の犯罪化に関する申立人らの申立ては、本件のすべての関連状況を詳細に分析することなく、国内当局及び裁判所によって却下された（上記段落 30 及び 45 参照）。

81. したがって、手続的な側面において、条約第 3 条と併せて考慮される条約第 14 条の違反があった。

82. 最後に、当裁判所は、申立人らが第 3 条の手続的部分に基づき、犯罪捜査が実効的でなかったと申し立てたことを指摘する（上記段落 48 参照）。具体的には、申立人らは捜査が表面的かつ主観的な方法で行われたと主張した（前掲段落 53 参照）。したがって、この申立ては、条約第 3 条と併せて考慮される条約第 14 条に基づいて既に検討された申立てと関連している。第 3 条及び第 14 条について併せて違反を認定したため（上記段落 81 参照）、当裁判所は、条約第 3 条に基づく別個の問題は生じないと思料する（*mutatis mutandis*, *Hirst v. the United Kingdom* (no. 2), no. 74025/01, § 87, 6 October 2005 参照）。

II. 条約第 41 条の適用

83. 条約第 41 条は次のように規定している。

「裁判所が条約又は諸議定書の違反を認定し、かつ、当該締約国の国内法によってはこの違反の結果を部分的にしか払拭できない場合には、裁判所は、必要な場合、被害当事者に公正な満足を与えなければならない。」

A. 損害賠償

84. 申立人らは、非金銭的損害について、以下の金額を請求した。

(a) 申立人第 1 号、第 2 号及び第 4 号それぞれに 25,000 ユーロ

(b) 申立人第 3 号に 30,000 ユーロ

申立人らはまた、将来における同様の事件の発生を防ぐことを目的とした、一般の利益のための措置の計画を国が採択することも求めた。

85. 政府は、当該請求が過大であると主張し、同様の事件で当裁判所が認めた裁定額に言及した。

86. 本件のすべての状況を考慮し、当裁判所は、申立人らが違反の認定のみでは補償されない非金銭的損害を被ったことに

疑いがないと認める。当裁判所は、衡平法に基づいて評価を行い、非金銭的損害について各申立人に 11,700 ユーロ（当該金額に課される可能性のある税金を加算する。）を認定する。

B. 費用及び経費

87. 申立人らはまた、国内裁判所及び当裁判所で発生した費用及び経費として 2,251 ユーロを請求し、Romano CRISS の銀行口座に直接支払うよう求めた。

88. 政府は、これらの費用の実態及び必要性について争った。

89. 当裁判所は、当裁判所の保有する資料及び判例法を考慮し、すべての項目に関する費用を補償する合計 2,251 ユーロを、Romano CRISS の銀行口座に直接支払うことが合理的であると認める（*mutatis mutandis*, *Khlaifia and Others v. Italy* [GC], no. 16483/12, § 288 and point 12 (a) of the operative part, ECHR 2016 (extracts)参照）。

C. 既定利息

90. 当裁判所は、既定利息は欧州中央銀行の限界貸出金利に基づき、これに 3%ポイントを加算するのが適切であると思料する。

以上の理由から、当裁判所は全会一致で

1. 申立てを受理可能と宣言し、
2. 実質的な部分において、条約第 3 条の違反があったと判示し、
3. 実質的な部分において、第 3 条と併せて考慮される第 14 条の違反があったと判示し、
4. 手続的な部分において、第 3 条と併せて考慮される第 14 条の違反があったと判示し、

5. 第3条のみの手続的部分に関する別個の問題は生じないと判示し、
6. 以下を判示し、
 - (a) 被申立国は、3か月以内に、支払日に適用されるレートで被申立国の通貨に換算した次の金額を支払うこと。
 - (i) 非金銭的損害として、各申立人に11,700ユーロ（当該金額に課される可能性のある税金を加算する。）
 - (ii) 費用及び経費として、申立人らの代理人である Romano CRISS の銀行口座に、2,251ユーロ（当該金額に課される可能性のある税金を加算する。）
 - (b) 上記3か月が経過した時点から支払いまでの間、上記金額に対し、債務不履行期間中の欧州中央銀行の限界貸出金利に3%ポイントを加算した利率で単利を支払うこと。
7. 公正な満足を求める申立人らの残りの請求を棄却する。

英語で行われ、2019年4月16日に裁判所規則第77条第2項及び第3項に従い、書面で通知された。

Andrea Tamietti
副書記官

Paulo Pinto de Albuquerque
裁判長

別紙

申立人らの一覧

1. 1949 年生まれの Aron Lingurar 氏、
2. 1994 年生まれの Ana Maria Lingurar 氏、
3. 1985 年生まれの Aron Lingurar 氏、及び
4. 1957 年生まれの Elena Lingurar 氏。

翻訳：

